

緊急事態宣言後

新型コロナウイルス対策について

1. 予防について

- (1) マスク、手洗い、うがいの徹底。くしゃみ、咳エチケットは厳守。
- (2) 客先訪問時、移動中はマスクを着用。
- (3) マスクによる熱中症対策は必要。都度、対策、工夫を進める。
- (4) 残業短縮←不要不急の残業は行わない。
- (5) 週2日の休日取得（土日が工事の場合は、必ず前後の週で2日休む）
残業短縮、休日取得は体調管理による自己免疫力を保つためです。
- (6) 昼食時間を2班に分ける。食堂利用 - ・1階従業員 12:00～ ・2階従業員 12:15～
- (7) 海外出張は、原則禁止。必要時には、個別に社内協議のうえ決定する。
- (8) 国内出張は、原則不特定多数の人と接触しないルートで移動。
移動ルートは明確にできるようにしておく。緊急時代宣言地域への上出張は原則禁止。
車移動時3人以上での乗車は回避するように継続して努める。車内の換気を徹底する。
- (9) 事務所、設計室、打合せ場所の換気を徹底する。Web会議の推奨。
- (10) テレワーク、時差出勤も働き方の一つに加える。進め方は個別検討していく。
- (11) 来客対応。事務所での接客は解禁になるが、3密回避は徹底する。
納品、出荷は非対面は継続し、工場での打ち合わせも推奨する。
ご来訪者様には、マスク、アルコールでの消毒の徹底を継続して依頼をする。

2. 出社時体温を必ず測定することは継続。37.2度以上の場合すぐに帰宅。下がるまで療養し、会社と相談の上で出勤日を決める。勤務中に気になる場合は、すぐに検温すること。

3. 家族、近親者、接触者が感染または症状がグレーな状態（自宅療養しているなど）となった場合は、直ちに会社へ連絡をする。

4. 感染と診断されたまたは感染者と濃厚接触したと保健所に特定された場合は、保健所等の指示に従う。その指示による休暇は、特別休暇扱いにします。（有給。通常有給休暇の消化にはならない。）

5. 業時間外の行動について

感染拡大防止には、一人一人の行動が大事であることを再確認し、感染リスクが高いと言われる行動は自粛する。

行政から要請、指示などがでる期間は、より具体的に会社からも別途指示することがあります。

上記適用期間は無期限とします。